

第6章 情報化の総合的推進に向けて

1 推進体制

(1) 市民参画の推進体制

市民や事業者等にとって、快適で利便性の高い情報化を推進していくためには、行政と相互に情報の交流や共有を行いながら、連携・協働して取り組む必要があります。

このため、施策の実施にあたっては、パブリックコメント等を実施し、市民の声を十分反映させるなどの対策を講じます。

(2) 行政内部の推進体制

地域情報化を総合的に推進するため、行政内部に全庁的な推進体制を確立し、主要施策事業等の適正な推進に努めます。

また、必要に応じて専門的知識を有する外部の専門家等の活用により、最高情報責任者を補佐するスタッフ機能の充実を図ります。

2 連携と協力

(1) 民・産・学・官の連携

地域情報化の推進については、地域における民・産・学・官の連携による活発な議論や情報系事業者等との意見交換を踏まえ、コンセンサスを図りながら地域課題を自立・分散的に解決するよう取り組んでいきます。



(2) 国・県・近隣自治体との連携

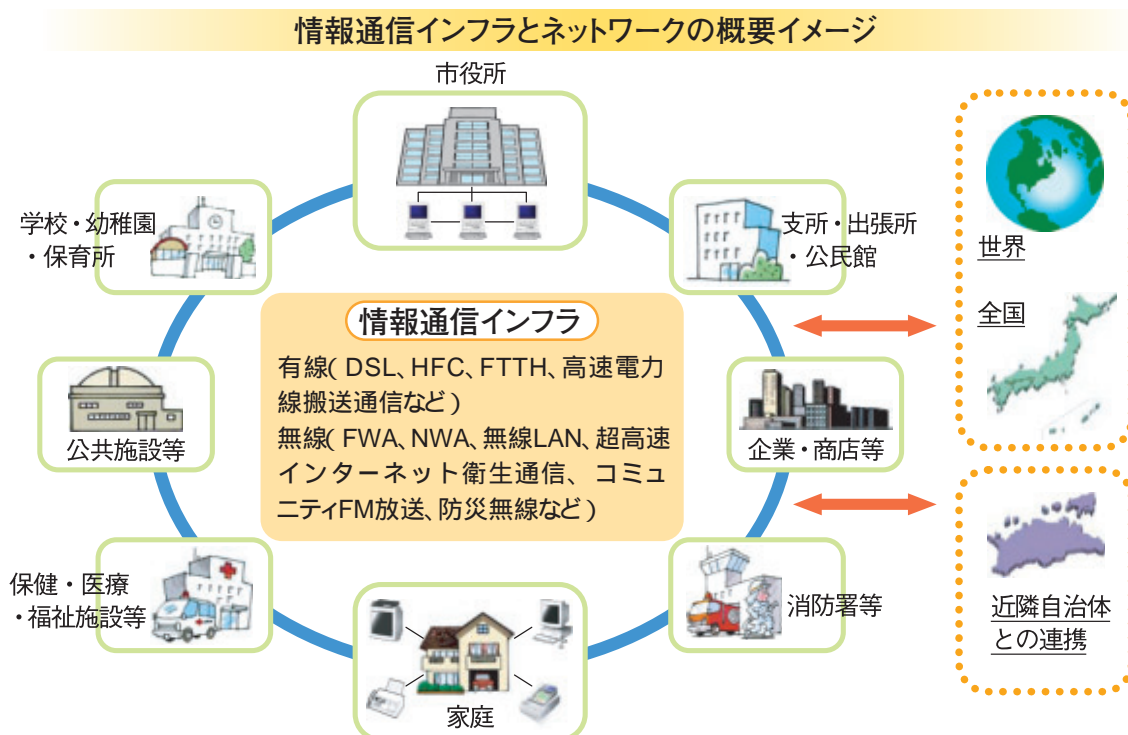
地域情報化施策において、国・県等と連携、協調していくために、LGWANや香川県新世紀高速情報ネットワークを活用するほか、少子高齢化や地域産業の活性化、広域行政での住民サービスの提供など、近隣自治体と連携した地域課題の増加が予想されるため、これらを勘案した情報化施策の推進を図り、将来的な広域ネットワークに柔軟に対応できるネットワーク構成を検討します。

3 情報通信基盤の構築

(1) 情報通信インフラの整備

地域情報化施策を実現していくためには、地域をくまなく網羅する情報通信インフラ（基盤）の整備が必要不可欠であり、地域内の需要動向に基づき行政と民間事業者が各担当分野において推進していくことが基本です。インフラ整備を市民生活を支える基本的ライフラインかつ喫緊の課題として捉え、双方の連携・協力体制を確立し、必要に応じ行政主体の計画的・効率的な整備を推進していきます。

また、インフラ整備を推進していくうえでは、その構成要素である有線（DSL、HFC、FTTH、高速電力線搬送通信など）及び無線（FWA、NWA、無線LAN、超高速インターネット衛星通信、コミュニティFM放送、防災無線など）のうち、各施策を実現しうる最適の情報通信網（ネットワーク）が構築できるよう十分な調査・研究を実施したうえでの整備を図ります。



(2) 情報化拠点の整備

情報通信インフラの整備とあわせて、ICTを十分活用するためには、放送設備、情報受発信装置、情報処理装置等の設置とそれらを稼働させるためのシステムの整備が必要不可欠です。拠点施設は、これに対応する複合的な機能を有するものとし、各施策に対応できるよう整備していきます。

(3) 情報通信機器の整備

情報通信システム及び機器については、技術革新及びその普及可能性を見通すとともに、簡易、安価なメディアやシステムによる代替可能性についても考慮し、各施策に応じ構築されるシステムに最も適合したものを導入します。また、できる限りハード先行に陥らないよう具体的なニーズの把握に努めるとともに、戦略的重要性を有するもの及び地域経済活性化を促進する効果にも着目して重点的、先行的に整備していきます。

4 セキュリティ対策

(1) 安全性・信頼性の確保

地域情報化の推進にあたっては、プライバシー侵害や情報の改ざんなど、安全性や信頼性に対する十分な担保が必要となります。セキュリティ対策の基本となるセキュリティポリシーを策定し、不正アクセスやウィルス被害、データ漏えいに対処する具体的なセキュリティ対策や、障害・機能停止等へ対処する情報処理システム安全対策も積極的に進めていきます。

また、社会生活に重大な影響を及ぼす災害によるシステム障害・機能停止、ネットワーク断絶等への安全対策として、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークの3層での対策を進めます。

ハードウェアでは、重要機器の多重化（例えばCPUやハードディスク等）や障害時のバックアップ体制の整備（連絡体系、人員体制等）、また設置環境改善（端末集中監視等）により安全策を講じることとします。

ソフトウェアでは、十分な検証・テストを繰り返し行い、適切な開発・保守管理を行います。

ネットワーク障害への対応としては、通信経路の多重化によって回線断絶に伴う業務停止を回避するとともに、ネットワーク運用・管理システムの導入により、通信回線への負担を監視し、事前に障害発生への対策を行います。

このほか、電源関係の障害対策として、無停電電源装置や非常用電源の確保を行い、落雷等による停電に伴うハード・システム障害の発生を予防します。

(2) 個人情報の保護

地域情報化の推進に伴い、大量の行政情報の漏えいや改ざん、き損などの危険性が高まりつつあります。各職員が利用する端末機の管理については、プライバシーフィルター、盗難防止器具、生体認証装置などを一部導入していますが、今後は端末機における機能のあり方などを検討していきます。

また、情報を取り扱う職員への対策としては、個人情報保護法及び東かがわ市個人情報保護条例を遵守させるとともに、研修等による情報セキュリティ意識の向上を図り、総合的な情報セキュリティの確保と個人情報の保護に取り組んでいきます。

(3) 知的所有権の保護

インターネットの普及により、メールの送受信、ファイルのダウンロードが可能となり、それらの方法で得た情報については、知的所有権の観点からの取扱いが必要となります。また、本市においては、ホームページの再構築により各課等でホームページの作成・更新が行われています。このため、職員への知的所有権に関する啓発に努めます。

5 事業財源の確保

(1) 国・県の支援施策の活用

地域情報化の推進にあたっては、財政状況が厳しいなか、自治体が責任を持つ領域を明らかにしたうえで事業を展開していくとともに、国・県等のさまざまな支援制度を最大限に活用し、補助金や交付税措置等により自主財源での負担軽減を図ります。

(2) PFI・アウトソーシング等の活用

ICT関連業務について、民間事業者の競争原理により、低コストで高いサービスが期待できるものについては、PFIやアウトソーシングの導入を検討し、民間の資金・ノウハウ等の積極的な活用を図ります。また、IRU契約等も視野に入れ、自主財源負担の軽減策を講じます。

6 推進にあたっての留意事項

(1) 技術動向の把握

近年の情報化の進展はめざましいものがあり、技術革新や社会情報の変化に対し柔軟に対処していくことが重要です。本計画は、策定時点での情報化の在り方を明確にするものであり、必要に応じ柔軟な見直しを行うよう技術動向の把握に努めます。

(2) 情報のバリアフリー化

情報化社会では、ICTを活用することで、だれでも必要な情報やサービスをネットワークを介して利用できるようになる一方で、コンピューター等の情報通信機器を扱うことが苦手な、いわゆる情報弱者が、情報化の進展による恩恵を受けることができないことも予想されます。よって、今後、本市の情報化を推進するにあたっては、誰もが利用しやすいシステムやサービスとなるよう配慮し、情報バリアフリーの実現に努めていきます。

(3) ICTを利活用するための倫理観の醸成

インターネット利用者が急速に拡大するなかで、世界中のホームページから豊富な情報を入手でき、電子メールや電子掲示板などによって、時間や距離にとらわれることなく気軽に情報交換を行うことが可能となりました。しかしその反面、有害情報の発信や、コンピューターやネットワークの不正利用、プライバシーの侵害、また詐欺をはじめとしたさまざまな犯罪や事件が問題化し増加しつつあります。

これらの新たな社会的問題は、市民生活やビジネス活動等に影響を与えるため、健全な情報化社会の実現をめざし、情報通信におけるマナー・モラル等の普及・啓発に努めます。

